

STOP再稼働！

柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め
市民の会
新潟市中央区白山浦1-
238-6
TEL/FAX
025-288-6611
市民の会年会費 1,000円

第25回口頭弁論

2018年12月13日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟の第25回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約60人が傍聴行動に参加しました。

原告の意見陳述

10月24日、第3陣提訴で福島の方を中心に原告を35名追加し、総勢225名の

原告となりました。

意見陳述は、福島県西会津町在住で原告の五十嵐和典さんが行いました。五十嵐さんは「西会津は新潟市と郡山市のほぼ中間にあり、福島第一原発まで直線で110キロ、柏崎刈羽原発まで百キロしかない。もし事故が起きれば、秒速7mの風で計算すると約4時間でブルームが到達する。決して他人事ではない。福島原発事故刑事裁判では、3人の被告が責任を押し付けあっている。そのような東電が柏崎刈羽原発を再稼働させることはあってはならない」と力強く訴えました。

新潟地裁まで入廷行動

弁護団からの主張

準備書面(64)で高野義雄弁護士は「液化化等の地盤変状について」東電を追及しました。被告東電は、昨年2月10日の新聞報道で、液化化が

起こった場合、フィルタメント設備の基礎を支える杭が損傷して基礎部分が壊れることを認めました。また、非常用電源車を設置する予定地等の複数の設備が、液化化の影響を受ける恐れがあることも認めています。一方、6、7号機の国の審査過程においては、東電は液化化の影響を否定した経緯があり、原子力規制委員会は、その主張を適切であると認め、設置変更許可を行いました。高野弁護士は「設置変更許可に瑕疵があり、設置変更許可がなされたという事実は、本件原発の安全性を担保するものではない」と強調しました。

準備書面(65)では「地震による建屋損傷とサブドレン(地下水汲上設備)機能喪失による地下水侵入」について追及しました。福島第一原発事故では、サブドレンが全て機能喪失し、建屋周囲の地下水水位が上昇しました。本件原発のサブドレンは耐震性が不十分であり、原子炉建屋は、中越沖地震時に多数のひび割れが生じています。今後発生する地震によつては、既存のひび割れが拡大し、サブドレンの機能喪失が起これば、福島と同様に地下水が侵入する危険があります。

準備書面(66)で、松永仁弁護士は、原発の安全性とコストについて論じ、「原発は甚大な被害発生リスクと高いコストのともなう不合理な発電技術であり、他の代替エネルギーによりその必要性はもはや認められない。その危険性について極めて厳格な司法審査に服さなければならない」と訴えました。



市民の会の活動

福島原発事故刑事裁判報告会を、11月24日、25日、新潟市、柏崎市、上越市の3会場で開催しました。

新潟市の報告集会では、冒頭、脱原発新潟県弁護士団の水内基成弁護士が、柏崎刈羽原発差止め訴訟の現状を報告しました。地震が発生した際、地盤が液状化して防潮堤の耐震が不十分であること、同じく液状化で免震重要棟が使えないこと、被ばくのない避難計画はできないことが報告されました。



講演をする佐藤和良さん

刑事裁判報告会の講師は福島原発事故刑事訴訟支援団団長で福島県いわき市議の佐藤和良さんが務めました。刑事裁判の被告は東京電力旧経営陣の3人で、福島第一原発事故を巡り、業務上致死傷罪で強制起訴されました。佐藤さんは、昨年10月までに3人の被告人質問が終わりヤマ場を越えたと説明、今年3月に結審されると語りました。

東電は福島原発事故前に国の地震予測を基に最大15・7メートルの津波が襲うとの試算結果を得ていました。にもかかわらず、東電旧経営陣はコスト優先で防潮堤をつくりませんでした。佐藤さんは東電社員らの証言や証拠を踏まえ「津波は予見でき、対策をとらなかつた責任は明らかだ」と語気を強めました。

市民の会では、今後も学習会の開催を検討します。要望のある地域につきましては、事務局までご一報下さい。

第26回口頭弁論期日のご案内

日時：2019年3月18日(月)午後3時～

場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名(ふりがな)、住所、連絡先(電話、FAX、メールアドレス)、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2019年3月12日(火)午後5時(厳守)

(2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。**場所はいずれも新潟県弁護士会館(新潟地裁脇)**。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。

午後2時～ 裁判前集会(弁護士から裁判の概略をご説明します)

午後4時15分頃～(裁判終了後) 報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので上記にて応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願ひします。